

川崎市病院局規程第 1 1 号

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程（平成１７年川崎市病院局規程第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「条例第３条第７号」を「第３条第７号」に改める。

第１９条中「育児時間又は介護時間」を「育児時間、介護時間又は子育て部分休暇」に、「育児時間又は当該介護時間」を「育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。